

小田原市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部改正に対する市民意見の募集結果について

1 意見募集の概要

政策等の題名	小田原市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部改正
政策等の案の公表の日	令和7年12月15日（月）
意見提出期間	令和7年12月15日（月）から令和8年1月13日（火）まで
市民への周知方法	意見募集要項の配布（市内公共施設、ホームページ、地域交通課窓口）

2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数（意見提出者数）	4件（3人）
インターネット	3人
ファクシミリ	0人
郵送	0人
直接持参	0人
無効な意見提出	0人

3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

〈総括表〉

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	0
B	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	0
C	今後の検討のために参考とするもの	2
D	その他（質問など）	2

〈具体的な内容〉

(1) 荷さばき駐車施設の附置に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	共同住宅を荷さばき駐車施設の附置義務から除外することは、特定の受益者に対する建築コスト抑制のメリットしかなく、逆に周辺の迷惑駐車や非効率な荷さばきといったデメリットを生じさせることは駐車場法施行令改正の意図するところではない。また、宅配の荷さばき以上に付近の道路を占拠する可能性のある救急車や警察車両、工事関係車両、引っ越し運搬車両などの駐車スペースとしての役割も想定される。よって公共性の観点より除外に反対する。	C	国の「標準駐車場条例の改正に関する技術的助言（令和7年3月28日）」において、共同住宅に対し、荷さばき駐車施設の附置を義務付ける場合、十分な調査を行い、適切な基準を設定するとされています。 そこで、本市の駐車場整備地区や商業地域等における配送等の実態を調査し、対応を検討する間の暫定的な措置として、現行の基準を維持するものです。
2	宅配等の実態調査はいつ行い、いつまでに結論を得るのか。	C	配送業者等へのヒアリングを順次実施していきませんが、業務委託による配送実態等の調査が必要となる場合は、令和9年度以降の実施を想定しています。 調査結果がまとまり次第、附置義務基準の検討を進める予定です。
3	条例第5条と第8条における特定用途の定義は、法の例によるものか。	D	本条例の第5条と第8条における特定用途については、改正前は「法の例による」ものですが、改正後は条例に規定する建築物となります。

(2) 用語・字句の修正に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	「ボーリング場」となっているが、「ボウリング場」とすべき。	D	駐車場法施行令と同一の「ボーリング場」としています。